

## 職員の懲戒処分の指針の制定について

### 1 目的

本市職員の非違行為に対する処分内容については、国家公務員を対象に人事院が策定した「懲戒処分の指針」や他市の事例、また本市の過去の類似事案などを参考にし、職員分限懲戒審査委員会に諮問し、その答申をもとに処分内容を決定している。

特に、昨年度から本市職員の不祥事の件数が増加していることから、本市独自の「懲戒処分の指針」を策定し、これを職員に周知することにより、処分の公平性・透明性を担保するとともに、職員の公務員としての自覚を促し不祥事発生を抑止効果を図ることとした。

また、懲戒処分等の公表については、いままで国の公表指針に基づきマスコミに公表してきたところであるが、市民に信頼される公正で透明な市政運営を図るために、本市の公表基準を策定して明文化することとした。

### 2 本市の指針策定の考え方

職員の非違行為に対する処分の量定の決定は、社会通念を大きく逸脱しない範囲において、任命権者の裁量に委ねられていることから、国の指針や他市の指針を参考にして検討を加え、個々の非違行為について本市の標準的な処分の量定を定めることとする。

国の指針に規定のない、県迷惑防止条例違反行為やストーカー行為、わいせつ行為、公用車の運転中の事故等についても独自の処分内容を規定する。

また、飲酒運転に対する処分については、より厳しい姿勢を示すことにより、再発防止に努めていきたいと考えている。

### 3 スケジュール

職員の処分内容は各任命権者に委ねられているが、公平性を期するために、全職員に同じ基準を適用できるよう、7月中に各任命者の意見を聴取し調整を行い、原案を作成する。

職員の懲戒処分の基準は、組合交渉の対象であることから、原案をもとに8月中に組合との事前協議を行い、9月に指針を策定する。

担当 人事課

内線 2103